

平成14年度
児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ

「不登校の解消に向けた方策について」

栃木県教育委員会

はじめに

今日、我が国は少子化、情報化など社会の様々な面で急速に変化し、地域社会の連帯感の希薄化などを背景とした大人の価値観の揺れは、子どもたちの成育・生活にも大きな影響を及ぼしていると考えられます。

児童生徒の問題行動等のうち、「暴力行為」「いじめ」などは減少傾向にあるものの、「不登校」は全国的に増加の一途をたどっており、本県でも同様の傾向が見られます。平成13年度における本県の公立小・中学校における不登校児童生徒数は、小学校で551名、中学校で2,364名であり、大変憂慮すべき状況にあります。次代を担うすべての子どもたちが健全に、たくましく成長するためには、早急に解決を図らなければならない課題です。

こうした状況から、栃木県教育委員会では、これまでの各種施策に加え、不登校を解消するための取組を本年度の児童・生徒指導上の最重要課題として位置付け、各種の研修会等を通じて充実・強化を図っているところです。

特に本年度の児童・生徒指導推進委員会では、「不登校の解消に向けた方策について」を協議題とし、不登校について広い視野と深い識見を有する委員から、様々な御意見をいただきました。そこでは従来からの取組に加え、予防的な視点を重視し、その対応の在り方の一つの目安として、子どもたちが健全な発達を遂げる上で、それぞれの発達段階において身に付けておくべきもの、いわゆる「発達課題」に焦点を当て、学校(等)や家庭、地域がそれぞれどう取り組めばいいのか、またこの三者がどう連携していけばいいのかを御協議いただきました。

本資料はそのまとめとして作成したものであり、子どもたちの健全育成に向けて有効に活用され、不登校の問題が改善されることを切に願っています。

最後になりましたが、本資料を作成するに当たり、御尽力いただいた橘川真彦委員長はじめ委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成14年10月

栃木県教育委員会教育長
岩 崎 修

目 次

はじめに

1	協議題設定の理由	1
2	不登校の現状	2
3	不登校についての基本姿勢	4
	(1) 不登校についての基本的な考え方	4
	(2) 不登校をめぐる今日的な問題点	4
	(3) 予防的な指導の重要性	4
4	発達課題を踏まえた取組	5
	(1) 今後取り組むべきこと	5
	ア 発達課題のとらえ方	5
	イ 表の見方	5
	ウ 活用方法	6
	エ 不登校の予防をめざす発達段階に応じた取組例	7
	(2) 学校(等)、家庭及び地域が取り組むこと	14
5	児童・生徒指導推進委員会設置要綱	17
6	平成14年度児童・生徒指導推進委員会委員	18
7	協議の経過	18
8	参考資料	19
	(1) 県教委における主な取組	19
	(2) これでの指導資料	20
	(3) 不登校にかかわる通知等一覧	20

1 協議題設定の理由

協議題「不登校の解消に向けた方策について」

近年、小・中学校においては学校に行きたくても行けない、あるいは行かないといった不登校児童生徒の増加が問題となっており、その数は本県も含め、全国的に増加の一途をたどっている。

児童生徒それぞれが、社会生活への適応や人間関係づくりにかかわる資質、能力や態度を育成し、そこに必要なルールを学び、マナーを身につける上で、不登校は決して望ましい状態とは言えない。

また、不登校児童生徒の中には、非行につながる行動や生命を軽視する行為も見られ、さらに、不登校が長期化すると、将来的には「社会的ひきこもり」に発展しがちであることなどを踏まえると、この問題の解決は今後の学校教育、引いては社会全体の大きな課題ととらえられる。

これまでの不登校にかかわる取組は、不登校の背景及び状態が複雑であることから、不登校に陥らないための指導より、不登校になってしまった児童生徒をいかに復帰させるかという、いわゆる対症療法的な部分に力点が置かれがちであった。しかし、不登校児童生徒数が増加の一途をたどっている現状を踏まえるなら、従来取組に加え、少しでも不登校に陥らないために必要な予防的な視点からも不登校への対応の在り方を見直す必要があるものとする。

そこで、その予防指導の手だてにかかわるものとして、児童生徒が健全な発達を遂げる上で、それぞれの発達段階において身に付けておくべきもの、いわゆる「発達課題」(p.5 ~ p.13 参照) の達成の問題が挙げられる。この「発達課題」に焦点を当て、不登校に陥らないために、学校(等)、家庭は何をすればよいのか、地域社会には何を求めていったらよいのか、そして三者はどう連携すべきなのかを本委員会の協議を通して明らかにしていきたい。

文部科学省の調査「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成13年度)によれば、不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいう。

2 不登校の現状

(1) 統計からみた不登校

次ページの資料が示すとおり、小・中学校における不登校児童生徒は増加し続けている。

全国の小・中学校における不登校の状況は、平成12年度は134,286人であったものが平成13年度は138,696人となり過去最高を記録している。

この傾向は本県でも同様であり、平成12年度の公立小・中学校における不登校児童生徒数は2,847人であったが、平成13年度は2,915人となり、その数だけでなく全児童生徒数に占める割合も過去最高となっている。

(2) 子どもたちの育成にかかわる問題点

本委員会で協議された中で、不登校児童生徒が急速に増え始めた10～15年前と比較して、今の子どもたちや保護者の変化や問題点として、次のようなことが挙げられた。

「子ども」の問題

- ・社会性が不足し、人間関係のトラブルに対する処理能力が不足している。
- ・自己中心的、自己表現が苦手な頑張りが利かない。
- ・子どもは親の期待通りにやろうと頑張り過ぎ、学校でも家庭でも過剰適応してしまい、自分の意思が育っていない。
- ・子どもたちに時間的な余裕がなく、また親と触れ合う時間が不足し、家庭の癒しや支えの機能が低下している。
- ・異年齢の集団での活動が不足している。
- ・学校や家庭で自分の存在感を見いだせなくなっている。
- ・心の発達と身体の発達がアンバランスになっている。
- ・「みんなで一緒」という意識が強すぎるあまり、依存性が強く独立心が不足している。
- ・親や大人との信頼関係が欠如し、人への不信感が強い。

「保護者」の問題

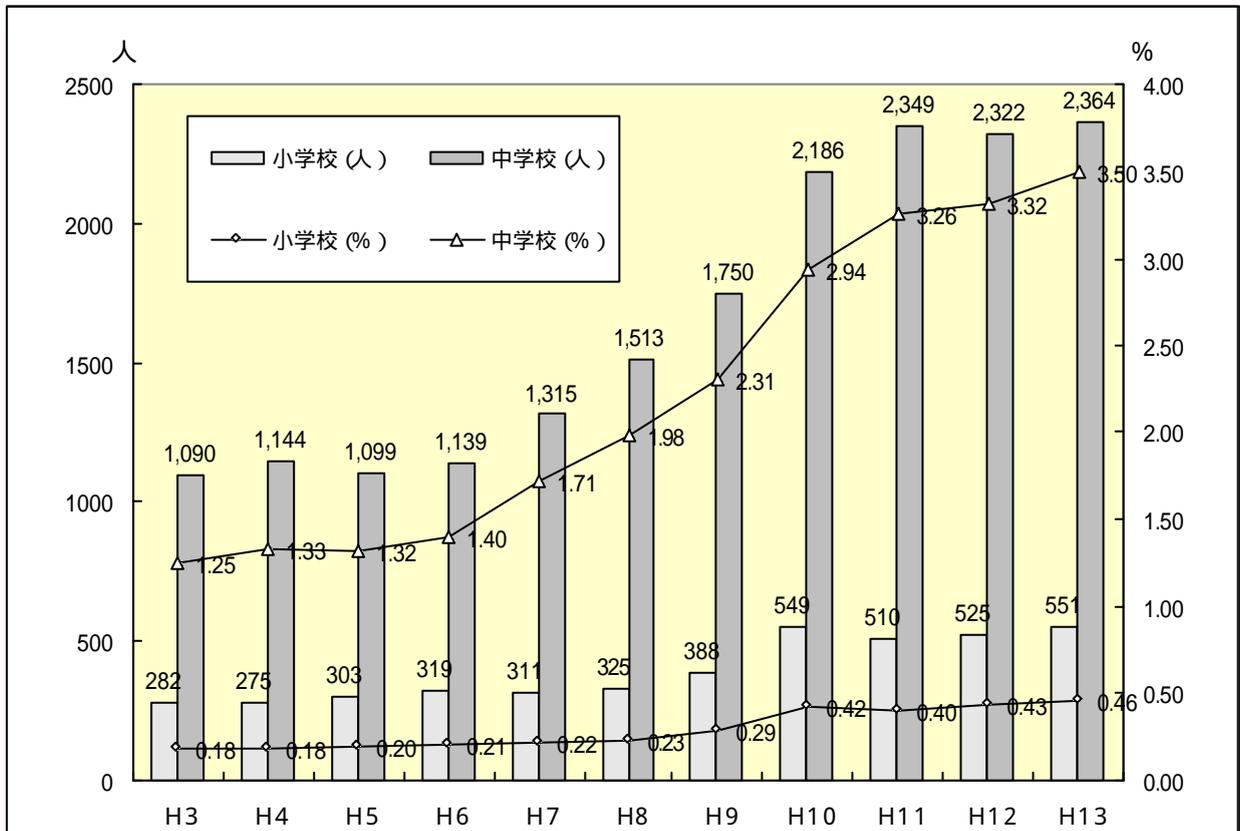
- ・子どものためではなく、親自身の都合を優先した育児がされている。
- ・保護者は教育熱心ではあるが、子どもとの間に適切な距離が取れず(母子密着型)母子分離不安の大きな要因となっている。
- ・少子化で子育ての失敗が許されなくなっており、母親は緊張や不安が強い。
- ・保護者の価値観が狭くなり、他の子どもと同じでない不安になる親が増えている。
- ・子育て文化の継承がなおざりになり、地域の中で子育てについて話し合う場がない。
- ・保護者や地域に不登校を容認する傾向が見られる。
- ・保護者が学校での楽しかった自らの体験等を子どもに伝えていない。
- ・地域の教育力を意図的に拒否する親がいる。

(参考) 本県不登校児童生徒数の推移

年度	小学校		中学校		合計		人(%)
	全国	本県	全国	本県	全国	本県	
平成3	12645 (0.14)	282 (0.18)	54172 (1.04)	1090 (1.25)	66817 (0.47)	1372 (0.56)	
4	13710 (0.15)	275 (0.18)	58421 (1.16)	1144 (1.33)	72131 (0.52)	1419 (0.59)	
5	14769 (0.17)	303 (0.20)	60039 (1.24)	1099 (1.32)	74808 (0.55)	1402 (0.60)	
6	15786 (0.18)	319 (0.21)	61663 (1.32)	1139 (1.40)	77449 (0.58)	1458 (0.64)	
7	16569 (0.20)	311 (0.22)	65022 (1.42)	1315 (1.71)	81591 (0.63)	1626 (0.74)	
8	19498 (0.24)	325 (0.23)	74853 (1.65)	1513 (1.98)	94351 (0.75)	1838 (0.85)	
9	20765 (0.26)	388 (0.29)	84701 (1.89)	1750 (2.31)	105466 (0.88)	2138 (1.02)	
10	26017 (0.34)	549 (0.42)	101675 (2.32)	2186 (2.94)	127692 (1.08)	2735 (1.34)	
11	26047 (0.35)	510 (0.40)	104180 (2.45)	2349 (3.26)	130227 (1.11)	2859 (1.44)	
12	26373 (0.36)	525 (0.43)	107913 (2.63)	2322 (3.32)	134286 (1.17)	2847 (1.48)	
13	26503 (0.36)	551 (0.46)	112193 (2.81)	2364 (3.50)	138696 (1.23)	2915 (1.55)	

平成13年度の生徒指導上の諸問題の現状について(速報)より

(注意) 1 全国の統計値は国立、私立を含み、本県のものは公立のみの数値である。
2 割合は不登校児童生徒数を全児童生徒数で除したものである。



3 不登校についての基本姿勢

(1) 不登校についての基本的な考え方

- ・不登校は、事例によっては当該児童生徒にとって自立のための一つのプロセスとして受け止めるべき面もあるが、学校における教育活動の意義を考えるならば、必ずしも望ましい状態であるとは言えない。
- ・学校はすべての児童生徒にとって、その健全な発達に不可欠な場である。児童生徒は学校における集団活動を通して、社会性や自己存在感・有用感、規範意識や責任感を身に付け、知識や学力を高め、また健康な心身を発達させるなど、人間として自立するために必要な多くのことを学んでいく。このような認識に立ち、不登校の児童生徒の減少を目指した取組を強めていく必要がある。
- ・不登校はどの児童生徒にも起こり得るものであるという視点に立ちながら、すべての児童生徒に対して日常的にきめ細かく配慮し対応することにより、不登校の予防に力を傾けなければならない。
- ・特に不登校における「遊び・非行」型は反社会的行動に繋がりやすいことや、不登校が長期化すると自己否定、社会的引きこもり等の非社会的行動に発展することもある。したがって、児童生徒が学校に一人でも早急に復帰できるような校内体制、関係機関との連携体制づくりに努めなければならない。

(2) 不登校をめぐる今日的な問題点

- ・今までは不登校状態の児童生徒に対する、いわゆる対症療法的な対応が中心となり、予防にかかわる指導・援助に不十分な面がある。
- ・不登校は原因・背景・継続の理由等によって一律にはとらえられないにもかかわらず、一括りにされがちな傾向が見られる。
- ・不登校児童生徒の現状理解が十分でないまま、一律に登校刺激を控えるといった誤解が、学校現場、家庭において不登校児童生徒へのかかわりを消極的なものにしてしまう場合がある。
- ・乳幼児期からの各発達段階で身に付けるべき資質（自立・耐性・適応など）が身に付かないまま成長している児童生徒が増加している。
- ・不登校の兆候が見られるにもかかわらず、学校、家庭において適切な対応が図られていない事例もある。
- ・不登校の増加や容認的な風潮を児童生徒が情報として得ることにより、さらなる増加に繋がる恐れがある。

(3) 予防的な指導の重要性

統計によれば、不登校の状態になってしまった児童生徒の学校復帰率は、学校の様々な努力にもかかわらず、小・中学校とも例年約26%と低い数字となっている（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」：文部科学省）。今後、関係機関との連携を踏まえた対応の充実に加え、特に一人一人の児童生徒理解に基づく予防の観点に立った取組を強めていくことが急務である。そのためには、児童生徒間の円滑な人間関係づくりを支える指導・援助の在り方を工夫するとともに、児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を明らかにする必要がある。学校(等)、家庭、地域はそれに基づく指導・援助を日常的かつ継続的に行っていくことが求められる。

学校復帰率 = 1年間の指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒数 ÷ 不登校児童生徒数 (%)

4 発達課題を踏まえた取組

(1) 今後取り組むべきこと

不登校の予防には、学校(等)、家庭、地域が日常的に子どもたちにかかわっていく部分と、予兆等をとらえて早期に対応する部分がある。そこで、子どもを理解していく視点の一つとして、各発達段階における達成課題を明らかにするとともに、課題達成のための学校(等)・家庭・地域における具体的な取組の在り方を明らかにすることが求められる。

ア 発達課題のとらえ方

子どもの発達には乳幼児期から青年期まで連続的なものであるが、人間が健全な発達を遂げるためには、発達の各時期に達成することが期待される課題、いわゆる「発達課題」を十分に身に付けておく必要がある。

その達成いかんによっては、その後の人格形成に様々な影響が現れ、不登校やいじめ等の問題行動等にかかわる面も大きいと考えられる。

委員会においてはこれらを踏まえ、不登校の予防をめざす発達段階に応じた取組例を作成した。

イ 表(本文p.7～p.13)の見方

(ア) 不登校の背景・原因と予防のキーワード

本委員会において、10～15年前と比較して、今の子どもたちや保護者の変化や問題点として、次のようなことが挙げられた(2 不登校の現状参照)。

指摘されたことを分類、整理し、不登校の背景・原因と予防のキーワードとして、「自立」「耐性」「適応」を選んだ。

母子密着の傾向、母子分離不安、父性・母性的役割の必要性、優柔不断な傾向、自己表現が不得手など ----->「自立」にかかわること

根気強さに欠ける傾向、怠学的な傾向、刹那的な考え方、無気力な態度、衝動的な行動傾向など ----->「耐性」にかかわること

学校生活等に過剰適応する子、問題に対する逃避的な態度、情緒不安などの心理的傾向、自己中心的な態度、対人関係を円滑に進められないなど ----->「適応」にかかわること

(イ) 発達課題の項目

この三つのキーワードを縦軸にとり、それに沿って「発達課題」を整理し、横軸には「発達課題」を達成させる主たる場として「学校(等)」「家庭」「地域」を設け、表の下には具体的な活動を記述した。

(ウ) 発達段階の分類

各発達段階は子どもの成長に合わせて分類した。

ただし、特に乳幼児期は、その発達課題の達成度によりその後の人格形成に大きな影響がある反面、年齢によって明確に分けることが難しいため、幼稚園に入園する時期をひとつの区分ととらえた。小学校段階は子どもの成長が著しい時期

であるため、低・中・高学年の3段階に分け、小学校段階以降は発達個人の差及び年齢による特性等を勘案し、中学校、高等学校それぞれに分類した。

(I) 発達段階の特徴

各時期の発達の特徴（印）が明確に分かるように表中に示した。

ウ 活用方法

発達課題は健全な成長をもたらす目安となるが、一人一人の発達状況を考慮すると、子どもの発達段階と発達課題の関係を固定的にとらえすぎることのないように注意しなければならない。また、子どもの健全な成長のためには、学校(等)、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に協力しながらかわっていく必要がある。

表を活用するに当たっては学校(等)、家庭、地域それぞれの場限定して判断するのではなく、横の連携を図り、相互作用が働くよう考慮する必要がある。また、子どもの成長はある段階で完結するものではないことから、ある段階だけで判断するのではなく各段階を見通して活用することが大切である。

特に各学校においては、学年や学級の指導目標等の中で発達課題を達成できる活動が取り入れられているかを検証するとともに、個々の児童生徒が発達課題を達成しているかを確認するなど、今後の教育活動の中に発達課題の視点を意識した系統的、発展的な取組を計画的に実施する必要がある。

また、不登校の予兆が見られたときには、保護者との連携をさらに強化し、不足していると思われる発達課題を補うような手だてを講じていく際の資料としての活用が考えられる。

エ 不登校の予防をめざす発達段階に応じた取組例

乳幼児期 《親等との信頼関係・愛着 社会性のめばえ》				
特徴 子どもの人格の基礎を築くとても大切な時期 親等に十分かわいがってもらうことにより、安らぎの感情を得る時期 身近処理のしつけをとおして自分自身をコントロールできる自信と喜びを学ぶ時期				
項目	学 校 等	家 庭	地 域	
発達課題	自立	<ul style="list-style-type: none"> ・人と一緒にいることの喜びを感じることができる ・興味ある行動を模倣できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・好き嫌いを表すことができる ・自分の意思を言葉で伝えることができる ・家族の愛を感じ基本的な信頼感を持つことができる ・基本的な生活習慣の基盤を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな大人と接することができる
	耐性	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びに没頭できる ・行動の妨げとなるものを体験できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分を信じていることができる ・遊びに没頭できる ・親に甘えることができる ・行動の妨げとなるものを体験できる ・家族の愛を感じ基本的な信頼感を持つことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな場面で順番を待つことができる
	適応	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ年齢の子どもたちと接することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の愛を感じ基本的な信頼感を持つことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ年齢の子どもたちと接することができる
発達課題を達成するための具体的活動	<p>「おはよう」「おやすみ」などのあいさつをできるようにさせる 「～して」「だっこ」など保育士等に十分甘えさせる 箸の使い方や排泄習慣の自立、簡単な片づけを無理なく行わせる 絵本や本の読み聞かせをする 食事や睡眠など規則正しい生活のリズムを作ることにより情緒の安定を図る 子どもの要求をできる範囲で満たすとともに、一緒に遊びながら、自分に関心をもつ人が存在することを知らせる 模倣的な行動がとれた場合に十分にほめる</p>	<p>「おはよう」「おやすみ」などのあいさつをできるようにさせる 「～して」「だっこ」など親に十分甘えさせる 箸の使い方や排泄習慣の自立、簡単な片づけを無理なく行わせる 絵本や本の読み聞かせをする 食事や睡眠など規則正しい生活のリズムを作ることにより情緒の安定を図る 近隣の子どもや保健所での定期検診等でのいろいろな出会いの中で他の子どもたちと交流させる 子どもの要求をできる範囲で満たすとともに、一緒に遊びながら、自分に関心をもつ人が存在することを知らせる 模倣的な行動がとれた場合に十分にほめる</p>	<p>子育て支援プログラムを母子保健関係者と協力して実施し、育児不安を取り除き父母の役割を獲得させる 近所の同年齢の子どもたちと平行遊びを経験させる 子どもにふれ合い、声をかけ、自分に関心をもつ人が存在することを知らせる 保護者のネットワークを作り親の不安を支え合う体制をつくる いろいろな大人と接する機会を多く作る 公園等で遊具の順番を待つ経験をさせる</p>	

幼児期 《社会性のひろがり、集団的社会性のめばえ》

特徴
 自分の意思を主張し始める時期
 活動的で好奇心にあふれる時期
 行動の広がりとともに社会のルールを学ばせる時期

項目	学 校 等	家 庭	地 域	
発達課題	自立	<ul style="list-style-type: none"> ・年下の面倒を見ることができる ・友達を自分の好き嫌いで選ぶことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内での自分の立場を理解し、手伝いができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・親から離れて遊ぶことができる
	耐性	<ul style="list-style-type: none"> ・他の働きかけにより集団のルールに従うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・やっではいけないことが分かり、禁止の指示に従うことができる ・欲しいもの、したいことなどについて我慢ができる ・自分の好きなことに集中できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の大人の指示に従って行動できる
	適応	<ul style="list-style-type: none"> ・周りの人と共に過ごすことの喜びを味わう 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の初歩的なルールの存在を認識できる ・ごっこ遊びを通して家族の役割などを確認できる ・生命の不思議さを体験できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達と仲良く遊ぶことができる ・親や親しい人との会話がわかる

発達課題を達成するための具体的活動	<p>親のまね遊びからごっこ遊びに発展させ、仲間づくりや仲間との交渉、ルールを学ばせる 「まぜて」「入れて」と遊びへの参加を言葉で言わせる 跳ぶ、はねる、走る、飛び降りる、のぼる、転げおりるなどの運動を十分にさせる 生き物の生死を体験させる 様々な活動場面で挫折体験の場を与えることで困難に立ち向かう意欲を持たせる 己の欲しいままに行動できることばかりではないことを体験させる 自分のものを人に貸す体験をさせる あいさつをさせる 絵本や本の読み聞かせをする</p>	<p>他人に迷惑をかけたときには問題点が分かるように叱る 子どもの良い行動を認め、褒めて喜びを共有する 近所の子供と一緒に遊ばせる 食事、衣服の着脱、履き物を揃える、片づけ等自分でさせる 「～したい」「～ががまんできた」と自分の気持ちを日常生活の中で安心して表現させる 善悪に関する価値観を日常生活の中で持たせる 跳ぶ、はねる、走る、飛び降りる、のぼる、転げおりるなどの運動を十分にさせる 絵本や本の読み聞かせをする 生き物の生死を体験させる 様々な活動場面で挫折体験の場を与える 手伝いなど家庭内の役割分担を与える 己の欲しいままに行動できることばかりではないことを体験させる 家族以外の人との触れ合いを持たせる 自分のものを人に貸す体験をさせる</p>	<p>近所の人にあいさつをさせる 回覧板を隣の家に持って行かせる 野外活動を体験させる 近所でのびのび自由に遊ぶことのできる場所を提供し、遊ばせる</p>
-------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

小学校低学年 《自主性のめばえ》

特徴
 学習が始まり学ぶことが中心課題となる時期
 自分らしく頑張ることが大切であることを知る時期
 やりたくなくてもやらなければならないことを経験する時期

項目	学 校	家 庭	地 域	
発達課題	自立	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えを持って言葉で伝えることができる ・友達と遊ぶ約束ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・初対面の相手とも話をすることができる ・自分なりに判断して行動することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の友達と遊ぶ約束ができる
	耐性	<ul style="list-style-type: none"> ・興味を持ったことに対して粘り強く最後までやり通すことができる ・集団のルールを意識した行動がとれる ・勉強や係活動に真面目に取り組める 	<ul style="list-style-type: none"> ・興味を持ったことに対して粘り強く最後までやり通すことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・大人や年長者との接し方を学ぶことができる
	適応	<ul style="list-style-type: none"> ・元気なあいさつができる ・学校に楽しく通うことができる ・友達とルールを決めて遊ぶことができる ・相手の気持ちを考えることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・元気なあいさつができる ・相手の気持ちを考えることができる ・生命（死）の尊さを体験できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・元気なあいさつができる ・近所の友達とルールを決めて遊ぶことができる ・相手の気持ちを考えることができる ・生命（死）の尊さを体験できる
発達課題を達成するための具体的な活動	時間ごとに活動内容が変わる学校の生活に慣れさせる 休み時間は校庭、体育館等で集団で遊ばせる 学校のことや家庭のこと、友達のことを話す機会を与える 家庭、地域と連携し、あいさつができるようにする グループ学習を多く取り入れる 子ども同士のトラブルを自力で解決する体験を積ませる 花壇の水やりなど自分の役割を決め、継続して実行させる 様々な楽しい活動体験させる 試行錯誤を通して自分なりに工夫した学習をさせる 自分が周囲に必要とされているということを実感させる 場面を工夫し意に添わないことを我慢する体験をさせる 洗面、歯磨きの励行、ハンカチやちり紙の携行など、衛生面の基本的生活習慣を身に付けさせる 宿題や時間割についての約束を作り、守らせる	学校であったことを丁寧に話させて、受容的に聴く 夜は早く寝かせる 学校、地域と連携し、あいさつができるようにする 登校時刻、宿題など学校の決まりや約束を守らせる 子ども同士のトラブルを自力で解決する体験を積ませる 毎日決まって行う家庭内の役割を与え実行させる 遊びや手伝い等を通して、道具の扱いなど様々な体験をさせる 自治会等で実施している地域清掃活動等に親子参加する 試行錯誤を通して自分なりに工夫した学習をさせる 小動物を飼育する 親戚の葬儀に参加する	子ども会、地域の体育祭、地域清掃活動等の地域行事に参加させる 地域行事への参加を通して年長者の指示に従う経験をさせる ゴミ拾い等の奉仕活動やキャンプなどの野外活動を体験させる 家庭教育学級などで子育てに関する悩みを出し合うことで親としての子育ての孤立感を軽減させる 近所の葬儀に参加させる	

小学校中学年 《自主性の発達》

特徴
 あらゆることに好奇心を持ち、未知なるものを積極的に探求する時期
 やらなければならないことを自ら進んで取り組んでいく時期
 やればできるという自信を得ていく時期

項目	学 校	家 庭	地 域
発達課題	自立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人で買い物をする、街を歩くなどの、単独の行動ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に親しい友人を作ることができる ・ 一人で買い物をする、街を歩くなどの、単独の行動ができる
	耐性	<ul style="list-style-type: none"> ・ やらなければならないことに対して、勤勉な態度で粘り強く取り組むことができる ・ 集団の目的のために、自己の欲求を抑えることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な体験活動等に粘り強く取り組むことができる ・ スポーツや遊びをとおしてルールやマナーの意識を高めることができる
	適応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場に応じたあいさつができる ・ 友人と約束し、それを守ることができる ・ 自己主張と仲間関係のバランスやグループ内での人間関係に気を配り、行動できる ・ 相手の立場に立ってものを考えることができる ・ 学校で楽しみを見つけることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場に応じたあいさつができる ・ 善悪の判断が客観的にできる ・ 時間や場を意識し、それに応じた行動がとれる ・ 相手の立場に立ってものを考えることができる ・ 生命の大切さを知る
発達課題を達成するための具体的な活動	<p>失敗を恐れずに責任を持って行動する機会を与える</p> <p>グループ学習など子ども同士が学び合う場を多く設定し、話し合わせる</p> <p>家庭と協力し、食べ物の好き嫌いを克服するように給食指導を工夫する</p> <p>係活動等で一人一役を与え、毎日実行させる</p> <p>朝の会、帰りの会など内容、運営方法を子どもたちに考えさせ自主的に行わせる</p> <p>休み時間などに教師も加わって体を使った集団遊びを行わせる</p> <p>集団活動やその活動のルールづくりなどの訓練をさせる</p> <p>野外活動など自然の中での営みや人と人の協力のあり方を学ぶ活動を体験させる</p> <p>ルールのあるゲームなどを通して、いけないことや守らなければならないことを体験させる</p>	<p>失敗を恐れずに責任を持って行動する機会を与える</p> <p>学校への提出物などは自分で準備させる</p> <p>起床などを含め、身の回りに関する生活習慣を身に付けさせる</p> <p>たくさんの友達と自由に遊ばせ遊びを通して様々な決まりや約束事を体験的に作らせる</p> <p>テレビゲーム等は時間を決めるなどのルールを守らせる</p> <p>学校と協力し、食べ物の好き嫌いを克服するように食事を工夫する</p> <p>風呂掃除や花壇の水やりなどの家庭内の仕事をさせる</p> <p>一人で留守番をさせる</p> <p>バスなどに乗って一人で買い物などに行かせる</p> <p>キャンプや登山等の自然の中で生活する体験をさせる</p> <p>親戚や知人宅に泊まり、様々な家庭があることに気付かせる</p> <p>食事を一緒に摂るなど家族で共有できる時間と場を持つ</p> <p>ルールのあるゲームなどを通していけないことや守らなければならないことを体験させる</p> <p>親から言われなくとも勉強を始める</p>	<p>地域のたくさんの友達と自由に遊ばせ、遊びを通して様々な決まりや約束事を体験的に作らせる</p> <p>異年齢集団で地域の探索をさせる</p> <p>キャンプや登山等、自然の中で生活を体験させる</p> <p>老人ホーム訪問等での奉仕活動を地域で計画し、参加させる</p> <p>心と体をコントロールする力を付ける遊びを友達同士で多く経験させる</p>

小学校高学年 《社会性の基礎の確立》

特徴
仲間と群れてあそび、友達に対する信頼感や絆を深める時期
対人感情が発達し、他者との比較や自己評価ができる時期
リーダーシップを発揮するなど社会的スキルが伸びる時期

項目	学 校	家 庭	地 域	
発達課題	自立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親しい友人との緊密な関係がつかれる ・ 自分の考えを行動で表すことができる ・ 範とするモデルを探そうとすることができる ・ 場に応じて判断し、主体的・積極的に行動できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の将来に対して夢を持つことができる ・ 生活や学習などの計画を立て行動できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親しい友人との緊密な関係がつかれる ・ 範とするモデルを探そうとすることができる
	耐性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の欲求を抑え、与えられた役割などを確実にやり通すことができる ・ 低学年の児童の面倒を見ることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己本位の考えを客観的にとらえ反省ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の欲求を抑え、与えられた役割などを確実にやり通すことができる ・ 年下の子どもを面倒をみたり世話ができる
	適応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友達のよさを認め、尊重し、公正に交際ができる ・ 自分たちでルールを作り、遊ぶことができる ・ 身近な社会の出来事に興味を持てる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族との話し合いを通じて学校の意義を理解することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の人を考え、迷惑をかけないよう気遣うことができる ・ 自分たちでルールを作り、遊ぶことができる
発達課題を達成するための具体的活動	<p>人前で自分の意見を適切な言葉で発表させる 相手の考えを聴きながら自分の考えと折り合いを付けることを学ばせる 学年の枠を越えたグループで清掃などを行わせる 毎日日記を付けさせる 登校班の責任者にする 学校行事又は学年行事において計画の段階から参加させる 農園活動を通して自然の恵みについて考えさせる 読書や調べ学習を通して自分のイメージを膨らませる</p>	<p>毎日日記を付けさせる 家族で仕事の分担を話し合い、家族の一員として生活させる 一人旅等の冒険をさせる 友達と群れて遊ぶ時間を与える 育成会の行事に参加させる 放課後、休業日などの有効な時間の使い方を考えさせる 前日に翌日の準備をすることを習慣化させる 親の職場に子どもを伴い見学させ、社会での親の役割を理解させる 親子の団らんの場を設け、学校生活や将来のことなどについて話し合う場を設ける</p>	<p>子どもたちの運営できる部分を意識した地域行事を企画し、準備の段階から参加させる 地域の異年齢交流を進め、その中でリーダーとして活躍する場を与える</p>	

中学校期 《自我の確立》

特徴
 身体が急激に変化し、性的に成熟していく時期
 自分の存在を問い直す時期
 他人から自分がどう受け取られているかという問題に直面する時期

項目	学 校	家 庭	地 域	
発達課題	自立	<ul style="list-style-type: none"> 自分の行動を見つめることができる 善悪について自分なりの判断ができる 他人の意見を尊重し、客観的な立場から意見を述べられる 自分が行動した結果を推測できる 広く社会に関心を持つことができる 自分の将来を考え、職業など進路について目標を持つことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の行動を見つめることができる 善悪について自分なりの判断ができる 大人の行動を、客観的、批判的に見ることが出来る かけがえのない存在としての自己に気づき、自分を大切にすることができる 自分の将来を考え、職業など進路について目標を持つことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会のつながりや在り方について興味・関心をもつことができる 自分の将来を考え、職業など進路について目標を持つことができる
	耐性	<ul style="list-style-type: none"> 自己の欲望をコントロールできる（自律） 思春期独特の自己に対する嫌悪感を体験し、乗り越えようとすることができる 自己顕示欲を正しい方法で表現しようとする事ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 善を尊び、悪を憎む態度をもてる 周囲の誘惑に負けない強い意志をもてる 	<ul style="list-style-type: none"> 他者と協調しながら責任をもって様々な活動に取り組むことができる
	適応	<ul style="list-style-type: none"> 新しい環境や人間関係の中に入っていける 周りを考えた上での意見を持つことができる 集団の中での自分自身の立場を理解できる 先輩と後輩の区別ができ、それに応じた接し方ができる 学校は価値ある場であることが理解できる 異性に対して健全な関心が持てる 	<ul style="list-style-type: none"> 異性に対して健全な関心が持てる ストレスを発散する方法を知り実行できる 	<ul style="list-style-type: none"> 自ら進んで幅広く異年齢や他世代との交流ができる 異性に対して健全な関心が持てる
発達課題を達成するための具体的活動	自分の心と体を大切にさせる 施設における体験的学習やボランティア活動をさせる 地域の事業所等での勤労体験学習をさせる 地区別生徒会の組織化と地域行事へ企画段階から参加させる 自然体験学習を企画、実施させる ストレスマネジメントや対人スキルを学習させる 構成的グループエンカウンターを定期的を実施する 成長している自分を肯定的に評価させる 芸術に親しませる	地域活動に参加させる 家族と一緒に食事を摂らせる 成長している自分を肯定的に評価させる 家庭の事情に応じて家事を分担する テレビ等で話題となっていることについて話し合い、子どもの考えを述べさせる 芸術に親しませる 社会の出来事に関心を持たせる 一定額のお金の管理をさせる	学校と連携しながら体験学習やボランティア活動をさせる 大人社会と同じ行事等に参加させるとともに、企画・運営等子どもの責任で行わせる 子どもにとって魅力ある育成会行事を計画し多くの中学生を参加させる 地域社会の大人（おやじ会やおふくろ会等）が昔の遊びなどを計画し参加させることで遊びの文化などを学ばせる 勤労体験、職場体験をさせる 異年齢集団のリーダーとして後輩の面倒を見させる場を設ける	

高等学校期 《自己啓発》

特徴
 本当の自分らしい自分を求め、確立する時期
 親から独立し、自信や責任を持って問題を解決する能力を養う時期
 進路設計や職業選択など将来への計画能力を養う時期

項目	学 校	家 庭	地 域	
発 達 課 題	自 立	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えや意見を論理的に述べるができる ・自己の在り方生き方について、社会の一員として考えることができる ・生活の中に問題を発見し、その解決に向けて適切な方法を考え行動できる ・新しい環境や人間関係の中で自分を積極的に生かしていくことができる ・進路選択を含めて、将来の人生設計ができる ・自分の行動について責任がとれる ・既存の価値に対して正しい認識に基づいた見方ができる ・自分が何者であるか模索できる（アイデンティティの確立） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立することの意味が理解できる ・自己の在り方生き方について、家族および社会の一員として考えることができる ・自分の行動について責任がとれる ・自己の職業選択について考え準備することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい環境や人間関係の中で自分を積極的に生かしていくことができる
	耐 性	<ul style="list-style-type: none"> ・目的達成のために、目先のことにとらわれず、決めたことを確実に実行できる ・人生への時間的展望を持つことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分とは異なる考えや意見にも耳を傾けることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分とは異なる考えや意見にも耳を傾けることができる
	適 応	<ul style="list-style-type: none"> ・他人の迷惑を視野に入れて行動できる ・社会や属する集団の中で、自分の立場を適切に判断し、行動を選択できる ・周囲とのかかわりの中で、自己の存在や価値について確認できる ・社会の一員としての自覚を持てる 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の一員としての責任を自覚できる ・年代に応じた、相互に認め合う親との関係がもてる 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲とのかかわりの中で、自己の存在や価値について確認できる ・地域社会の一員としての自覚を持てる
発 達 課 題 を 達 成 す る た め の 具 体 的 活 動	インターネットを活用して、大学、職場の情報を収集させる 仲間で支え合うピアサポート活動に参加させる 施設における体験的学習やボランティア活動をさせる 他者の生き方、自分の人生について話し合いをさせる 学期のはじめなどに教師との人間関係（信頼関係）を深めるための教育相談を行う 勤労体験、職場体験をさせる 自分について自分に問いかけさせ、自分のことを自分で判断し責任をとる体験をさせる	家族全員の食事の支度をさせる 町内の除草作業や下水掃除などに家族を代表して参加させる ボランティア活動に個人で参加させる 自分で判断し責任をとる体験をさせる	政治や社会の仕組みに関心を持たせる 地域社会と自分とのかかわりを考えさせる 各種団体のジュニアリーダーとして後輩の面倒を見させる 育成会等のキャンプに指導助手（ボランティア）として参加することで社会に貢献させる 地域行事のある部分を企画実施させる 勤労体験、職場体験をさせる	

(2) 学校(等)、家庭及び地域が取り組むこと

学 校

予防的な取組

- ・学校における様々な教育活動の中に「発達課題」を達成できるような活動を取り入れ、発達課題の視点を意識した系統的、発展的な取組を実施する必要がある。
- ・予兆が見られた児童生徒に対しては、「取組例」を参考にし、不足していると思われる発達課題を補うように、個々の実態に応じた指導を工夫、改善していくことが大切である。
- ・児童生徒が様々な視点から「学校は楽しい」と思えるように、学校・学級経営等を工夫する必要がある。
- ・主体的、体験的な活動を重視し、子どもたちが自己存在感や有用感を実感できるように行事等を工夫する。
- ・日ごろから子どもの心に寄り添っていく気持ちが大切である。

教職員の意識

- ・「不登校はどの子にも起こり得る」との認識に基づき、不登校についての正しい理解を深め、すべての児童生徒に対するきめ細かな指導・援助の在り方についての研修を充実させることが最も大切である。
- ・「不登校はどの子にも起こり得る」ことから「不登校になっても仕方がない」という慣れやあきらめなどの誤解につながらないように注意しなければならない。
- ・不登校児童生徒の発生した学級では、他の児童生徒にも何らかの動揺が見られる場合もあることから、学級担任は学級経営の充実に特に意を配る必要がある。
- ・一人一人の児童生徒に多くの教師がかかわり、教職員が全員の児童生徒に目が届くような体制を整える。
- ・担任、養護教諭、不登校対応教員それぞれの役割の違いを認識しつつも組織で対応する。

各接続段階での適切な対応

- ・幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校、あるいは高校入学時において、各段階におけるなめらかな接続を意図した対応が必要である。
- ・学年別の不登校児童生徒数を見ると、小学校6年生と中学校1年生との差が大きい。その背景には、「言葉遣いひとつをとっても小学校はすごく丁寧であり、中学校の先生は自然に使っている言葉でも厳しいことが多い」という実態があるようである。このように小・中学校間の教師の対応の違いにストレスを感じている場合もあることから、これらを踏まえた対応が必要である。
- ・中学校入学時には、クラス編成の際にも機械的に振り分けるのではなく、人間関係に考慮して編成していくなど、生徒の心情に配慮した柔軟な対応が求められる。

- ・中学校の「新入生説明会」等の在り方を工夫し、入学予定の小学校6年生を同席させたり、授業参観や部活動参観などを行うようにする。
- ・情報交換会や授業参観等、普段から小・中学校間の密接な交流と連携に努める。

学習指導の充実

- ・不登校になった直接のきっかけについて、小・中学校ともに「本人の問題」「友人関係」が多いものの、中学校では特に「学業不振」の割合が高くなることを踏まえ、日常からの、個に応じたきめ細かな学習指導の工夫、充実が大切である。
- ・不登校が継続すれば、「学力」や「進路」が学校に復帰する際の大きな不安材料となることから、学習面でのサポートや進路設計などについて親身になって指導していくことが大切である。

早期の対応と校内の協力体制

- ・不登校の予兆が認められたとき、あるいは不安を感じたときには、担任一人で抱え込まず校内体制で組織的に対応していくことが大切である。
- ・その際、単に情報の交換に終始するのではなく、踏み込んだ児童生徒理解の場とし、その後の指導・援助の方針を具体的に検討することなどが求められる。
- ・事例研究会等においても、スクールカウンセラー等の専門的なアドバイスを求め、教職員の力量を向上させることが重要である。
- ・子どもが不登校状態に陥ってしまった場合にも、学校は組織として子ども及び保護者と常に「かかわり」を持ち続けることが必要である。

家庭や関係機関との連携

- ・日ごろから家庭（保護者）との信頼関係づくりに努める。
- ・「不登校は誰にでも起こり得る」ということの意味や学校生活の意義など、不登校に対する正しい認識を保護者が持つよう、「学校だより」などを活用して保護者への啓発に努める。
- ・家庭との対応は家庭訪問を基本とし、児童生徒や保護者と直接会って話をすることが重要である。
- ・保護者の焦りや不安を受容的に受け止め、教師は何ができるか、親は何ができるか、丁寧に対応する姿勢が必要である。
- ・子どもの不登校で悩んでいる保護者の気持ちを理解し、相互に協力して取り組むという姿勢が求められる。
- ・関係機関とのスムーズな連携が図れるように、日ごろから校内の体制を整えることが大切である。
- ・対応の方針等が決定した後も、学校(等)、家庭、関係機関の三者が連携しながら対応していくことが大切である。
- ・学校と地域社会を繋ぐものとして、PTAとの協力体制を深めていくことが必要である。

家 庭

- ・「不登校は誰にでも起こり得る」ということの意味や学校生活の意義などについて理解する。
- ・子どもとの日常的なかかわりをこれまで以上に密接なものとなるよう努める。
- ・子どもの成長には発達の手順があり、「発達課題」を達成するにはそれがしやすい時期があることを意識することが大切である。
- ・不安や悩みがあるとき、子どもは様々な形でサインを出す。そのサインを見逃さず、温かく見守るなど受容的に接することが大切である。
- ・子どもの心の変化に目を向け、決して現象だけでとらえず、子どもの反応をしっかり見つめながら対応していく姿勢が望まれる。
- ・不登校の予兆が認められたときや不安を感じたときは、時間を置かずに学校に相談し、共に連携しながら、不足していると思われる発達課題を補うよう援助していくことが大切である。
- ・子どもを理解する一助として、本資料等をテキストにした「勉強会」等を開催するなど、お互いに不安を解消できるネットワークづくりを進める。
- ・農家や商店などの協力を得て、新たな人間関係の中での自己発見につながるよう勤労の体験をさせる。
- ・自己有用感が得られる体験として、地域の高齢者施設等での奉仕活動をさせる。
- ・地域行事に参加させ、異年齢集団での活動など学校外の人とのかかわりを持たせる。

地 域

- ・地域の大人が、次代を担う子どもたちを地域で育てるという意識を持ち、互いに手を組み、子どもが地域で育っていけるような環境を作ることが求められる。
- ・子どもは家庭の中だけで育つわけではなく、学校や地域の様々な人たちに見守られて成長していくことを念頭に置いて、子どもたちに積極的にかかわっていかうとする意識を高める。
- ・地域の中で子育てについて相談したり自由に話し合える場が必要であり、地域の親同士の仲間づくりやネットワーク化を図っていく必要がある。
- ・子どもが「子ども会」を抜けた後もかかわりを持ち続けられるように、行事などを工夫する。
- ・子どもたちに「生きる力」を身に付けさせるために、地域での様々な活動を体験させる。
- ・本資料がより多くの家庭における子育てのヒントとなるよう、地域における活用のしかたを工夫する。
- ・不登校児童生徒は「自立に向けて頑張っている」という視点を持ち、保護者にとっての大きな支えとなるように、地域で支援する必要がある。

5 児童・生徒指導推進委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 心豊かな栃木の子どもを育てるため、学校、家庭、地域社会等において行う児童生徒指導を推進するための具体的な取組や施策等について幅広い提言を得ることをねらいとして、児童・生徒指導推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 推進委員会の委員は、栃木県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

2 教育長が必要と認めたときは、非常任の委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第4条 推進委員会には委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は推進委員会の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 推進委員会は教育長が召集する。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めたときは、推進委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 推進委員会の庶務は、栃木県教育委員会事務局総務課児童生徒指導推進室において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は平成13年4月26日から施行する。

6 平成14年度児童・生徒指導推進委員会 委員

(五十音順)

	氏 名	職 名 等	備 考
1	岩 間 寛 行	西那須野町教育委員会 学務課 副主幹	職務代理
2	大 木 孝	真岡市立真岡小学校 教諭	
3	川 村 万壽子	主任児童委員	
4	橘 川 真 彦	宇都宮大学 教育学部 教授	委員長
5	小 牧 明 広	栃木県総合教育センター 教育相談部 副主幹	
6	西 郷 園 子	スクールカウンセラー	
7	関 根 順	栃木市立栃木西中学校 教諭	
8	中 山 昌 子	栃木県立足利西高等学校 養護教諭	
9	橋 本 文 子	鹿沼みどり幼稚園 園長	
10	藤 田 猛	栃木県PTA連合会 会長	
11	三 森 紀 子	ガールスカウト栃木県支部 トレーナー	
12	宮 原 由 美	栃木県立足利高等学校 教諭	
13	渡 邊 恵美子	鹿沼市立東中学校 養護教諭	

7 「平成14年度児童・生徒指導推進委員会」における協議の経過について

協議題 「不登校の解消に向けた方策について」

第1回 平成14年5月21日(火)

各成長段階における、10～15年前と比較した、今の子どもたちの変化について

第2回 平成14年7月15日(月)

「不登校の予防をめざす発達段階に応じた取組例」について

第3回 平成14年9月9日(月)

協議のまとめ骨子素案について審議

8 参考資料

(1) 県教委における主な取組

・スクールカウンセラー活用事業（国）

目的 児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を中学校等に配置し、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決を図る。

配置状況 36市町...中学校54 / 175校、小学校51校、高等学校10校

・「心の教室相談員」活用調査研究委託事業（国）

目的 生徒の悩み等気軽に話せ、ストレス等を和らげることのできる第三者的な存在となり得る「心の教室相談員」を中学校に配置して、その活用と効果に関する調査研究を市町村教育委員会に委託する。

配置状況 44市町村...中学校121 / 175校

・スクールサポーター配置事業（県）

目的 暴力行為、いじめ、不登校やいわゆる「学級崩壊」などの多様化する児童生徒の問題行動等への対応の強化と児童・生徒指導の一層の充実を図るため、教育事務所にスクールサポーターを配置し、各学校等への支援等を行う。

配置等 8教育事務所に各2名、計16名を配置し、学校等への巡回相談や訪問相談、教員・保護者・児童生徒本人等との電話や面談による来所相談等を実施する。

・総合教育センターにおける教育相談（県）

目的 不登校や児童生徒の問題行動等や障害のある児童生徒等について、専門の指導主事等による教育相談等を通して教員、保護者、児童生徒本人などへの支援等を行う。

内容 子どものための教育相談
障害のある子どもの教育相談
学校等への出張教育相談（学校コンサルテーション）
障害児巡回教育相談
先生方のための電話相談 ほか

・マロニエハートケア推進事業（県）

目的 適応指導教室に教育相談員や学生等のボランティア相談員を配置し、適応指導教室の運営及び学校や家庭訪問などの巡回教育相談活動を通して、「引きこもり」等の不登校をはじめとする児童生徒の問題行動等の未然防止や解決を図る。

内容 適応指導教室における適応指導
巡回教育相談
ボランティア相談員による教育相談等の補助活動

・SSP（スクーリング・サポート・プログラム）調査研究委託事業（国）

目的 不登校児童生徒の深刻な増加傾向に対応するため、総合教育センター、市町村教育委員会に対し、適応指導教室、民間施設等における継続的な適応指導や様々な体験活動を通じた指導による不登校児童生徒の学校復帰のための支援方策について調査研究を委託する。

内容 継続的適応指導（9適応指導教室、1民間施設）
体験的適応指導（実施主体 4市）

- ・不登校児童生徒支援事業（自然宿泊体験活動・サマーキャンプ）(県)
 - 目的 不登校児童生徒を対象とした自然宿泊体験活動等を通して、不登校児童生徒の集団適応力や社会性等をはぐくみ、不登校の解消を図る。
 - 内容 県内3ブロック（教育事務所単位）ごとに、参加者を募り、県社会教育施設（少年自然の家等）を活用して、宿泊体験活動（1泊2日のキャンプ等）を実施する。
- ・生徒指導総合連携推進事業（国）
 - 目的 市町村を単位とした「生徒指導総合連携推進地域」を指定し、地域の構成員である家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、関係機関が一体となって、各地域がそれぞれ抱える児童・生徒指導上の諸問題に係る調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組を行う。
 - 推進地域 大田原市
 - 研究課題 不登校児童生徒の出現率やその他の問題行動の減少を図る。
 - 内容 地域における児童・生徒指導上の諸問題の実態についての基礎的な調査、分析及び効果的な対応策の確立
 - 家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、関係機関等との連携による児童・生徒指導上の諸問題への横断的な取組についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組
 - 不登校児童生徒に対する有効な指導の在り方についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組
- ・不登校対応加配教員の配置（国・県）
 - 目的 不登校生徒を多く抱える中学校に対して、不登校対応加配教員を配置し、不登校の未然防止や解消を図る。
 - 配置状況 中学校43校
- ・学校教育相談研修の充実（県）
 - 目的 いじめや不登校など、学校が抱える様々な児童・生徒指導上の課題に対して、教員のみならず学校組織として適切に対応していけることを目指して、教員を対象とする学校教育相談にかかわる専門的な研修を実施する。
 - 研修内容 学校教育相談基礎研修（初級研修・4日間）〔各教育事務所・教育委員会〕
 学校教育相談実践研修（中級研修・4日間）〔総合教育センター〕
 学校教育相談リーダー研修（上級研修・9日間）〔総合教育センター〕
 学校教育相談推進者研修（2年目教頭・1日）〔総合教育センター〕

(2) これまでの指導資料

平成6年度

- ・「児童生徒の健全育成を目指して(13) - 登校拒否の解決に向けて - 」 義務教育課

平成9年度

- ・「児童生徒の健全育成を目指して(16) - 児童生徒指導に関する一問一答 - 」 義務教育課

平成11年度

- ・「学級・ホームルーム担任のための教育相談第11集 - 気になる子の理解と対応」
 総合教育センター障害児教育・相談部

平成12年度

- ・「児童生徒指導の指針 - 心豊かな栃木の子どもを育てるために - 」 児童生徒指導緊急対策室
- ・「不登校の理解と対応」 総合教育センター障害児教育・相談部

平成13年度

- ・「具体的な取組事例 - 小学校児童の中学校進学に当たっての不安解消のために - 」 児童生徒指導推進室
- ・「児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料」 児童生徒指導推進室
- ・「平成14年度幼稚園・小学校・中学校 指導の指針」 義務教育課
- ・「児童生徒の健全育成を目指して(19) - 豊かな人間関係づくりのための10の方法 - 」 義務教育課
- ・シリーズ子ども理解と学級経営 「いじめや不登校を防ぐために」
子ども一人一人を十分に理解しよう - 発達学級地図を用いて - 総合教育センター教育相談部
- ・シリーズ子ども理解と学級経営 「いじめや不登校を防ぐために」
- 簡単にできる「学級事例研究」の進め方 - 総合教育センター教育相談部
- ・「新年度のスタートは子どもにとって不安がいっぱい」 総合教育センター教育相談部
- ・「不登校児童生徒の援助・指導の在り方」に関する調査研究(中間まとめ) 総合教育センター教育相談部

平成14年度

- ・平成14年度栃木県児童・生徒指導推進研修会資料
「平成12年度 本県児童生徒の主な問題行動等の状況」(11)
「平成12年度 本県児童生徒の主な問題行動等の状況のうち『不登校』について」(12)
児童生徒指導推進室
- ・「県教委だより」(平成14年9月15日発行) 義務教育課

(3) 不登校にかかわる通知等一覧

- ・「登校拒否対策の充実についての留意点」(平3.9.24初等中等教育局長あいさつ要旨)
- ・「登校拒否問題への対応について」(平4.9.24初等中等教育局長通知)
《参考》「登校拒否(不登校)問題について」～児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して～(概要)
《参考》「民間施設についてのガイドライン(試案)」
- ・「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通書する場合の通学定期乗車券制度の適応について」
(平5.3.19初等中等教育局中学校課長通知)
- ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部改正について」(平9.3.31初等中等教育局長通知)
- ・「高等学校の入学選抜の改善について」(平9.1.12.8初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等について」(平11.1.1.2.8初等中等教育局長通知)

平成14年度
児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ
「不登校の解消に向けた方策について」
平成14年10月
発行 栃木県教育委員会 総務課 児童生徒指導推進室
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
☎ 028-623-3359
ホームページ <http://www.pref.tochigi.jp/>